様式第五（第３条第４項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定通知書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった低炭素水素等供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第７条第５項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定しましたので、同条第 10 項の規定に基づき通知します。

１．認定の日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．認定供給等事業者の名称
４．認定供給等事業計画の概要

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．「４．認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第六（第４条第１項関係）

認定供給等事業計画の変更申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第８条第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（注）法第 11 条第２項の規定による措置を希望する場合にあっては以下についても記載すること。
（１）港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表１。
（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表２。
（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表３。

（注）法第 11 条各項の規定による措置を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。
（１）法第 11 条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第３条の４第１項各号（技術基準対象施設（港湾法第 56 条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号）に掲げる書類（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
（２）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改